

民間投資促進特区（ものづくり産業版）への区域追加申請について

宮城県および県内 33 市町村と共同申請し、本年 2 月 9 日に認定された民間投資促進特区（ものづくり産業版）※では、市内の 7 カ所が税制上の特例を受ける復興産業集積区域に指定されている。

今回、ものづくり産業の集積・振興をさらに進め、早期復興と安定的な雇用の確保を図るため、仙台港背後地の流通業務地区を新たに区域追加することについて、宮城県等と共同で国へ申請を行う。

1 追加申請する区域

仙台港背後地 流通業務地区（資料 3 - 2 参照）

2 国への申請時期

共同申請を行う宮城県及び他市町の協議が整い次第申請予定

※ 民間投資促進特区（ものづくり産業版）の概要（平成 24 年 2 月 9 日認定）

（1）計画作成主体

宮城県および県内 34 市町村

（2）特例の内容

復興産業集積区域における税制上の特例

（3）集積を目指す業種

ものづくり産業（製造業）8 業種

- ①自動車関連産業、②高度電子機械産業、③食品関連産業、④木材関連産業、
- ⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、
- ⑧船舶関連産業

（4）復興産業集積区域

仙台市内は、以下の 7 カ所（資料 3 - 2 参照）

- ①仙台港周辺地区、②泉パークタウン、③泉インターシティ、④松原工業団地、
- ⑤南吉成リサーチパーク、⑥生出地区の区画整理予定地、⑦東部の工業専用・準工業地域（扇町、日ノ出町、卸町東地区等）